

(概 訳)



## 公告

在福岡タイ王国総領事館

4 /2567 号

### タイフェスティバル FUKUOKA 2024(第 5 回)の運營業務公募入札について

在福岡タイ王国総領事館は 2024 年 6 月 6 日付 1/2567 号告示において天神中央公園貴賓館前広場にて 2024 年 8 月 10-11 日(土・日)15:00~21:00 に開催する第 5 回タイフェスティバル FUKUOKA 2024 に関する運營業務受託事業者の公募入札募集を 6 月 17 日応募締切日として行いました。

この度、応募のあった全ての入札金額が当館の事業予算を越えていたことからタイ本国の購買委託業務規定に基づき総領事館は入札に関する委託業務内容と条件を改定し本イベントの運營業務受託事業者選定の公募入札の再募集を行います。公募への参加を希望する事業者は以下の委託業務の詳細を確認の上、必要書類を添えて見積書をご提出願います。

**事業名称** 第 5 回 タイフェスティバル FUKUOKA 2024

#### 1. 公募参加資格

- 1.1 日本の法規に基づいて登記された法人であり、主要取扱業務がイベント企画・運營業務に関するものとし、ブースの設置、警備業務管理、ゴミの回収などを含むサービスを提供できること。
- 1.2 会社更生手続又は再生手続開始の申立て中でなく、また破産者でないこと。
- 1.3 過去において本業務に類似する業務を誠実に履行した実績、信頼のおける経験があること。

#### 2. 委託業務内容

業務内容や設備・備品を示した見積書には以下に関する費用を盛り込んで提案すること。

##### 2.1 イベント会場(天神中央公園・貴賓館前エリア)使用料(4 日間分)と公園側との連絡・調整

8 月 9 日:会場設営・ブース設置/8 月 10-11 日:イベント開催日 /8 月 12 日:会場撤去と清掃

##### 2.2 ブース

2.2.1 ブースの配置・割り当て、設置および撤去、各ブース内の備品手配を行う。ブース数について、タイ政府機関ブース(総領事館・タイ国政府観光庁)は計 2 ブースとし、その他のブースについては出店希望者の数に応じて適宜調整する。

##### 2.2.2 基本設備

- (1) テント・横幕 (2023 年の同イベント実績: テントサイズ 3.6x 2.7m(9.72 平米))
- (2) 長机(テーブルクロス付) (2023 年: 2 台、物販・サービス・PRブースは 4 台)
- (3) 椅子
- (4) ブース内の照明 1 灯(40 ワット)
- (5) 電力(1 ブースあたり 1.5 キロワット)
- (6) 衛生セット(ポリタンク等)1 式(2023 年: 食品/アルコール飲料販売ブースのみ設置)

(7)ウエイト(8個)

(8)各ブース店名看板

各ブースならびに上述の設備は、良質かつ耐火・防水・耐熱性を備えていること。

2.2.3 電気・水道関係 滞りなく利用できる環境を整えるとともに、会場である公園側との連絡・調整ならびに使用量に応じて定められた電気代・水道料金の支払いを行うこと。

2.2.4 イベント終了後の各種設備の清掃を適宜行うこと。

2.2.5 イベント開催中に発生しうる問題への対処・解決、雨天時の備品や計画の準備、火災予防関連備品の準備をすること。

2.3 ゴミの回収 以下のすべての項目を実施すること。

2.3.1 ゴミ箱、ゴミ袋、手袋の用意・設置、およびゴミ捨て場の管理(ゴミの臭いの管理を含む)、イベント開催中および終了後の会場周辺のゴミの回収・処分、福岡市の規定に従ったゴミの分別(可燃ゴミ、不燃ゴミ、生ゴミ)、およびゴミ捨て場の管理を行うスタッフの適切な配置

2.3.2 イベント開催中の会場内の衛生管理とゴミ回収業務

2.3.3 イベント終了後の毎日の清掃とゴミ回収業務

2.4 会場警備および保険

2.4.1 イベント期間中(ブース設置日から撤去日まで)の会場内の警備を適宜行うこと。

2.4.2 イベント保険に加入し、イベント運営上の瑕疵により来場客、主催者、運営者などに損害を与えたことにより主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険に加入すること。

2.5 照明、音響システムを含む開会式典・舞台上演が可能な屋根付きステージの設置

2.6 関係各所との連絡・調整

2.6.1 必要な書類の作成および関連する政府機関への提出、例として保健所、警察署、消防署、ならびに会場周辺の関連機関や組織との連絡調整を行うこと。

2.6.2 各ブース出店者との連絡調整、ブース出店料の受領および関連書類の処理、ならびに各ブース店名看板の作成に関する調整を行うこと。

ブース出店者およびメインスポンサーは選定された運営受託事業者にはブース出店料、スポンサー協賛費を支払う(2.2.1項に記載のブース総数。総領事館およびタイ国政府観光庁(TAT)のブースを除く)。徴収されたブース出店料およびスポンサー料はイベント運営収支の一部として宛てられるものとする。提出する見積書の中に収受額概算を記載する場合は、費用見積部分と分けて表記すること。なお、イベント 2 日間分の出店料・協賛費は下記を超えない金額とする。(税込価格)

- アルコール飲料販売ブース： 110,000 円
- タイ料理・ノンアルコール飲料販売ブース： 55,000 円
- タイ関連製品/サービス販売、PR ブース： 44,000 円
- メインスポンサーブース(最大 5 社)： 330,000 円

2.6.3 ブース出店者向けのオリエンテーション会議の開催、および出店者マニュアルの作成を行う。マニュアルには追加で有料レンタル可能な設備、各ゾーンを示した会場レイアウトを明確に記載すること。すべての出店者に対して公平かつ適切な方法でブースの位置を割り当てること。

2.7 委託業務履行完了・引渡しの確認と報告： 下記の書類・資料を提出すること。

(1)上記 2.1～2.6 項に記載のすべての物品、設備、備品の写真(2)イベント来場者数(集計方法を提示すること)(3)イベント当日の概要をまとめた動画(約 5 分間)

2.8 契約履行保証

2.8.1 契約締結日に、選定された運営受託事業者は履行保証金として契約額の 5%にあたる金額を現金、あるいはタイまたは日本の銀行が発行する保証書、または日本国内の法律や慣行に従ったその他の保証形式にて預けなければならない。

2.8.2 総領事館は上述の履行保証金をイベント終了後 15 日以内に速やかに返却する。

### 3. 権限

3.1 総領事館は、運営受託事業者を 1 社のみ選定する。なお、イベントに関する一切の決定権は総領事館に帰属する。

3.2 選定された運営受託事業者によって提出された見積書は、総領事館が追加業務を依頼した場合を除き、一度提出した金額の変更はできないものとする。

### 4. 提出書類

4.1 第 5 回 タイフェスティバル FUKUOKA 2024 運営費用見積書

4.2 会場レイアウト

4.3 各種ブース内の設備の配置図

4.4 ブースで使用する基本設備のリストおよび写真

4.5 イベント全体のスタイルとデザインを示したグラフィック図

### 5. 公募書類提出方法

上記第 4 項に示した見積書と必要書類一式(日本語)を 2024 年 7 月 4 日(木)17:30 までに以下の方法で提出してください。

- 持ち込み提出: 福岡市中央区天神 4-1-37 第 1 明星ビル 2F 在福岡タイ王国総領事館
- Eメールによる提出: Email [thaiconsulate.fuk@mfa.go.th](mailto:thaiconsulate.fuk@mfa.go.th)

詳細の問い合わせは 092-739-9088 または Fax: 092-739-9089 在福岡タイ王国総領事館 タイフェスティバル担当まで。

### 6. 選考結果の発表

結果発表は 2024 年 7 月 5 日に行う。

2024 年 6 月 28 日公告

(署名)

在福岡タイ王国総領事  
ゴーソン サティタマジット